

計量証明書

証明書番号 第2022-en01-01号

2022年5月16日

依頼者名 株式会社岩野建設 殿



濃度計量証明事業登録 第660号
株式会社 環境総合科学
環境計量士(環第6407号)：一関 政志

御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	曇り
計量対象分野名	地下水(上流)	採取場所	上流採取口
採取日時	2022年5月2日 10時25分 ~	年月日時分	気温 13℃
			水温 5℃

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 55.2	
シアン化合物	0.01 mg/ℓ未満	JIS K 0102 38.3	
鉛及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 54.1	
六価クロム化合物	0.005 mg/ℓ未満	JIS K 0102 65.2.2	
ひ素及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 61.2	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表2	
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表3	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.0003 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表4	
トリクロロエチレン	0.003 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム	0.0006 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表5	
シマジン	0.0003 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表6	
チオベンカルブ	0.002 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表6	
ベンゼン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
セレン及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 67.2	
1,4-ジオキサン	0.005 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表8	
クロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	平成9年環告第10号付表	

計量の結果における未満の表示は、定量下限値未満であることを示す。

試料採取者 依頼者(小山)

計量担当者 一関 政志

計量証明書

証明書番号 第2022-en01-02号

2022年5月16日

依頼者名 株式会社岩野建設 殿



濃度計量証明事業登録 第660号
株式会社 環境総合科学
環境計量士(環第6407号): 一関 政志

御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	曇り
計量対象分野名	地下水(下流)	採取場所	下流採取口
採取日時	2022年5月2日 10時50分 ~	年月日時分	
		水温	13℃
		水温	6℃

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/l未満	IS K 0102 55.2	
シアン化合物	0.01 mg/l未満	JIS K 0102 38.3	
鉛及びその化合物	0.001 mg/l未満	JIS K 0102 54.1	
六価クロム化合物	0.005 mg/l未満	JIS K 0102 65.2.2	
ひ素及びその化合物	0.001 mg/l未満	JIS K 0102 61.2	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表2	
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表3	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.0003 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表4	
トリクロロエチレン	0.003 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン	0.001 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン	0.002 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素	0.0002 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム	0.0006 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表5	
シマジン	0.0003 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表6	
チオベンカルブ	0.002 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表6	
ベンゼン	0.001 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
セレン及びその化合物	0.001 mg/l未満	JIS K 0102 67.2	
1,4-ジオキサン	0.005 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表8	
クロロエチレン	0.002 mg/l未満	平成9年環告第10号付表	

計量の結果における未満の表示は、定量下限値未満であることを示す。

試料採取者 依頼者(小山)

計量担当者 一関 政志